

福井市障がい者自立支援協議会  
令和3年度 第1回 地域移行・地域定着部会 会議次第

日時:令和3年5月18日(火) 14:00~

場所:福井市きらら館 第3会議室

1 開会

2 報告内容

(1) 福井市障がい者自立支援協議会及び

地域移行・地域定着部会について

資料 1-1、1-2、1-3

(2) 全体会の報告について

3 協議内容

(1) 令和3年度の取組について

資料 2

4 閉会

■年間スケジュール予定(令和3年5月時点)

会議名	日時	場所
第1回 部会	令和3年5月18日(火)14:00~	福井市きらら館第3会議室
(全体会)	令和3年7月未定	未定
第2回 部会	令和3年8月未定	未定
第3回 部会	令和3年11月未定	未定
第4回 部会	令和4年2月未定	未定
(全体会)	令和4年3月未定	未定



## 福井市障がい者自立支援協議会及び地域移行・地域定着部会について

## 1 概 要

自立支援協議会の設置は、障害者総合支援法の第89条の3により、「地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される協議会を置くように努めなければならない。」とされています。

本市では、平成19年9月に保健、医療、教育、福祉、就労など障がい者に関わる様々な課題を関係機関で共有するとともに、それらの課題解決に向けたサービス調整および関係機関の連携、新たな社会資源や支援システムの構築を目指し、「福井市障がい者地域自立支援協議会」を設置しました。

平成26年4月に設置要綱を一部改正し、協議会名を「福井市障がい者自立支援協議会」とし、平成27年4月より、協議会名を「福井市障がい者自立支援協議会」としました。

現在、自立支援協議会は、「全体会」、「運営会議」、「専門部会（居宅生活支援部会、こども部会、就労支援部会、地域移行・地域定着部会）」、「個別調整会議」、「相談支援事業者連絡会」で構成されています。

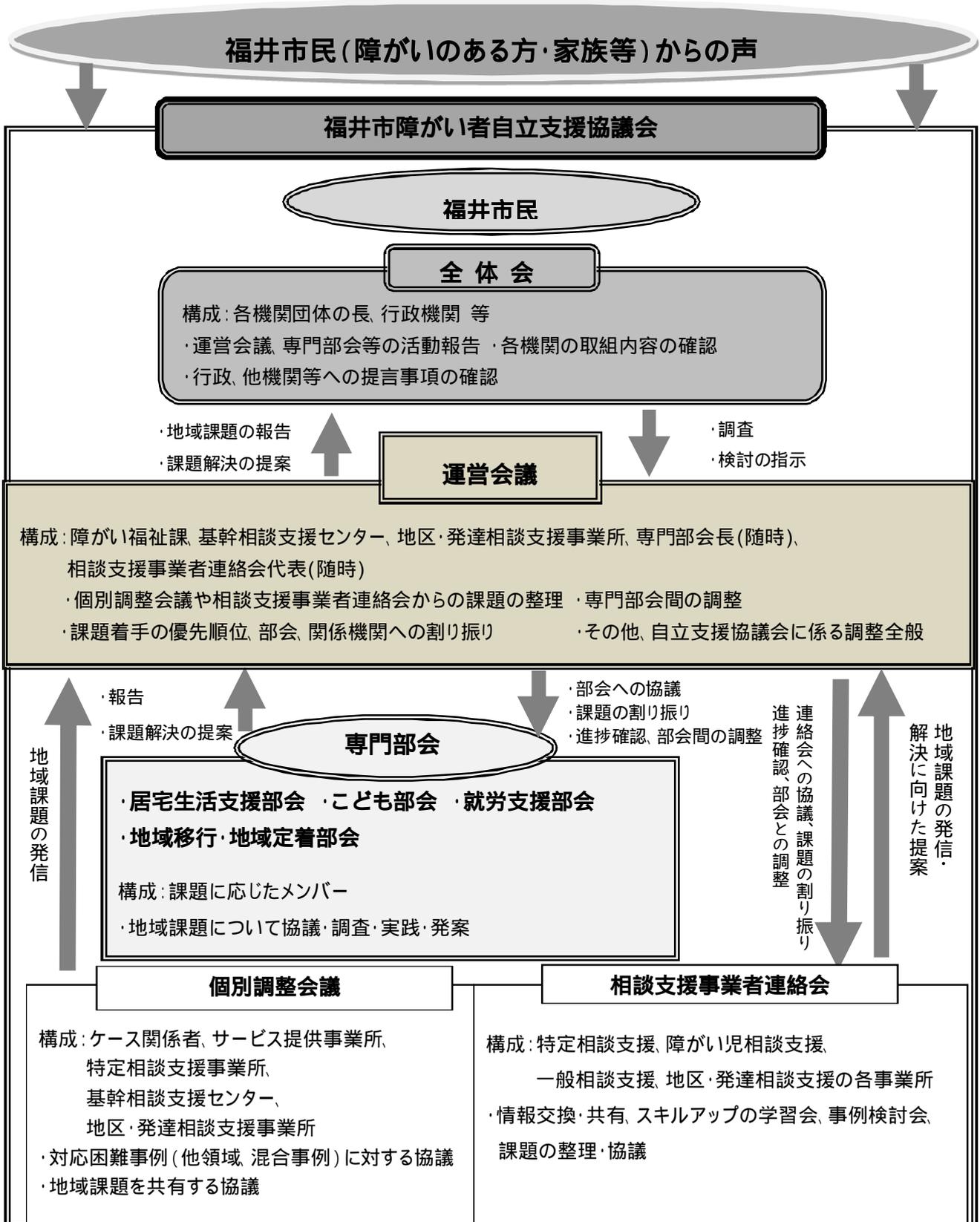
## 2 地域移行・地域定着部会の設立

設置背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年度末の福井市障がい者自立支援協議会の活動報告において、地域移行・地域定着の難しさが報告され、協議の場を作り関係機関のネットワーク構築に向けた検討が必要であるとの結論となった。</li> <li>・平成26年4月より障害者総合支援法において地域移行の対象者が拡大されたことから、第4期福井市障がい福祉計画に「障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点について平成29年度までに1ヶ所整備する」とされた。</li> <li>・国の基本指針としても、地域の現状を把握する拠点の機能や整備のあり方について「障がい者自立支援協議会の場を用いて、関係機関等が参画して検討する」としている。</li> </ul>
経緯	<p>平成27年度第1回運営会議において、部会設立に向けてプロジェクトチーム(PT)を立ち上げて協議をはじめ、部会の構成メンバー、取り組む課題等について整理。</p> <p>平成28年度から部会開催。</p>

# 福井市障がい者自立支援協議会及び地域移行・地域定着部会について

## 福井市障がい者自立支援協議会 組織図

地域における障がい者等への支援体制に関する課題について関係機関等が情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。







## 福井市障がい者自立支援協議会設置要綱

(目的および設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3に基づき、地域における障がい者に関わる課題について情報を共有し、関係機関等の連携強化を図り、地域の実情に応じた社会資源の開発及び支援システムを構築することを目的とし、福井市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は以下に掲げる事項について協議・調整等を行う。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事
- (2) 地域における障がい者等の支援体制に係る課題整理と社会資源の開発、改善に関する事
- (3) 個別事例への支援のあり方に関する事
- (4) 地域の相談支援従事者の質の向上や障がい者相談支援体制の整備に関する事
- (5) 市が委託・指定する相談支援事業者の運営評価等に関する事
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事

(全体会)

第3条 第2条に規定する所掌事項のうち重要な事項について協議決定するため、協議会に全体会を置く。

2 全体会は15人以内の委員で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係機関に所属する者
- (5) 企業・雇用関係機関に所属する者
- (6) 障がい者関係団体に所属する者
- (7) 学識経験者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 全体会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、委員任命後最初の協議会は、市長が招集する。

4 全体会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

5 全体会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

6 全体会は、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 協議会に、会長1名及び副会長若干名を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、各専門部会の代表者をもって充てることとする。

4 会長及び副会長の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営会議)

第6条 協議会の運営及び調整を行うため、運営会議を置くことができる。

2 運営会議は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 個別支援における課題等の集約及び整理

(2) 地域課題等についての協議、専門部会への課題提起

(3) 専門部会間の調整

(4) 前号に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事項に係る協議

(専門部会)

第7条 専門のテーマに応じた協議等を行うため、専門部会（以下「部会」という）を置くことができる。

2 部会は次に掲げる者のうちから構成する。

(1) 相談支援事業者

(2) 障がい福祉サービス事業者

(3) 保健・医療関係者

(4) 教育関係機関に所属する者

(5) 企業・雇用関係機関に所属する者

(6) 障がい者関係団体に所属する者

(7) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

2の2 協議会は、部会員の選出にあたり部会に意見を求めることができる。

3 部会は、地域における課題解決を図るための協議を行い、全体会及び運営会議に報告する。

- 4 専門部会に部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 5 専門部会は、必要と認めるときは、部会員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。
- 6 部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。ただし、委員任命後最初の専門部会は、市障がい福祉課長が招集する。
- 7 専門部会は、第3条4項、5項に定めた全体会の規定に準じる。
- 7の2 部会長が欠席の場合は、部会長が指名した者がその職務を代理する。
- 8 部会員の任期は、3年とし、再任は妨げない。
- 8の2 部会員が欠けた場合における補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(個別調整会議)

- 第8条 個別の相談事例について協議するとともに、その背景となる地域の課題を抽出するため、個別調整会議を置くことができる。
- 2 個別調整会議での協議結果は運営会議で報告するものとする。

(相談支援事業者連絡会)

- 第9条 相談支援事業者間の情報交換及び地域課題の共有、スキルアップをはかるため、相談支援事業者連絡会を置くことができる。
- 2 相談支援事業者連絡会での協議結果は運営会議で報告するものとする。

(秘密の保持)

- 第10条 協議会を構成する機関の職員は、障がい者等及び家族の個人情報の保護に万全を期するとともに、協議会活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。協議会の構成員を退いた後も、また、同様とする。

(運営)

- 第11条 協議会の運営は、市障がい福祉課が行う。
- 2 基幹相談支援センター、地区障がい相談支援事業所、発達障がい相談支援事業所は、協議会の運営に参画する。

(その他)

- 第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

- 附 則 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成21年10月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 福井市自立支援協議会 課題提起シート

課題提起者名 (所属)

課題	※「～が必要である。」という書き方にしてください。
概要及び現状	【概要】          【現状】
改善の方針	
具体的な取組内容	【取組内容】       【理由】
期待される効果	【効果】

## 福井市自立支援協議会 課題提起シート (記載例)

課題提起者名 (所属) 社会福祉法人 福井市会 福井 太郎

課題	<p>※「～が必要である。」という書き方にしてください。</p> <p>虐待発見時に即時通告することが必要。</p>
概要及び現状	<p><b>【概要】</b></p> <p>福祉サービス事業所で、虐待発見（疑い含む）しても通告や抵抗感、不安感があるため、相談支援専門員に判断を委ね、即時通告につながっていない。</p> <p><b>【現状】</b></p> <p>新聞等でも取り上げられるなど、虐待に対する意識は高まり早期の発見につながっている。一方で、疑いの段階での通告には、「どの段階で？」と躊躇してしまうことがある。また、通告したことで、保護者等との関係性への影響や調査の不安があり自ら通告することができない。</p>
改善の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「通告」についてのハードルを下げる。</li> <li>・通告したことで、通告者の不利益につながらないことも知ってもらう。</li> <li>・疑いの段階での通告が必要なことも認知を深め早期の対応につなげる。</li> <li>・周知、広報を継続し、一般の方も含め理解を深める。</li> </ul>
具体的な取組内容	<p><b>【取組内容】</b></p> <p>通告後の流れを説明、周知できる方法を検討し。上記の改善の方針が行き届くよう既存の研修会を含め、対応をする。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>虐待への対応について、「発見」→「通告」の流れがスムーズで、通告者も不安が少なくなるようにする。</p>
期待される効果	<p><b>【効果】</b></p> <p>虐待に対する意識が向上し、早期の発見につながっており、即時通告出来ることで早期の対応や、未然防止につながる。</p>

## 【令和 3 年の部会での取り組み方法】

部会員を以下の4つに分けそれぞれでグループワークしてもらい、部会はグループごとに5分程度の進捗報告をしてもらい、他の部会員の意見やアドバイスをもらう場とする。

### 1、アンケート作成、実施、回収分析(3名)

(趣旨): いまだ地域移行することができていない潜在的対象者の特徴を把握する。

(令和3年): 病院・施設を対象として地域移行を希望している方の年齢・具体的な人数や、移行をためらう理由などを記載できる様式でのアンケート様式の作成、実施、分析を令和4年2月末までに行う。

(令和4年): アンケート結果を相談支援事業者連絡会に通知し、移行推進を依頼。地域移行が進まない理由を分析。

### 2、研修開催(3名)

(趣旨): 「地域移行は無理」と思っていて退院退所させていない対象者への意識を変える。

(令和3年): 地域移行した実践例紹介等を含めた研修の実施方法(オンライン・集合型)の検討、資料作成(パワーポイント・レジュメ等)。

(令和4年): 作成した研修資料を用いて、社会福祉協議会、精神保健福祉協会、病院、施設を対象に実際に地域移行している実例等の研修を実施。

### 3、ピアサポート(4名)

(趣旨): 「地域移行は無理」と思っており退院退所できない対象者の意識を変える。

(令和3年): ピアサポートの具体的な準備(ピアサポーターへの依頼・調整)

(令和4年): 施設や病院を対象に地域移行を希望する方や家族を対象にピアサポートを実施。その結果の取りまとめ等。

### 4、地域の理解促進(4名)

(趣旨): 地域住民が主体となり、誰もが当たり前に住める地域社会を再生していく。

(令和3年): 既に地域移行した方やどのような病状の方が地域移行を希望しているのか事例紹介を交えた資料作成。

(令和4年): 作成した研修資料を用いて、相談支援専門員、民生委員、公民館等への出張講座を実施。

部会長・地区相談員は全グループのオブザーバとして配置、市は資料の取りまとめやスケジュール管理等を担当する。